

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、三種町土地改良区理事長 三浦道夫から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（湛水防除災事業 久米岡地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和3年3月29日（月）から同年4月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町農林課